

4月から

障害基礎年金を受ける権利が発生した当時に、受給権者によつて生計を維持していいる配偶者や子さんがある場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行つてはいたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになつた配偶者やお子さんがいる場合にも届出によって加算を行つことになります。

国民健康保険税 一部負担金の減免と 徴収猶予

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になつたとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などをされる制度があります。

対象となる方は、次のとおりです。

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入してい
る方へ、4月の年金から天引き
(特別徴収)される金額を4日
の上旬にお知らせします。

保険料は、前年の本人の所得をもとに計算しますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成23年2月の年金支

問合せ先
市民窓口グレープ
引きの額または前2年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

（内線
227-
5211111
（ ）
217

医療

子ども医療費受給者証について

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

後期高齢者医療制度
協定保養所

利用助成事業

空保養所名
入鹿
温泉ホー
ラザ
良湖
三河湾
在草

場所	協定
犬山市	レイクサイド
桑名市	名古屋市休憩
東浦町	あいち健康
田原市	シーサイド
蒲郡市	サンヒルズ
豊田市	豊田市、百

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100

問合せ先 利用方法 利用する方は、申込み時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊料金に対し、1,000円を助成します。

- 22 -

広報たかはま H23.4.1